

所得段階及び介護保険料一覧表（令和5年度）

所得段階	対 象 者	保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護を受けている方 ● 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ● 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が80万円以下の方 	27,360円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 	45,600円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 	63,840円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じ世帯に町民税が課税されている人がいるが、本人は町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	82,080円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じ世帯に町民税が課税されている人がいるが、本人は町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 	91,200円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	109,440円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	118,560円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	136,800円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方 	155,040円

※給与所得または公的年金等にかかる所得がある場合は、これらの所得から10万円を控除します。

※異動（転出、死亡等）があった場合は、資格を有した月数分の介護保険料となります。